

令和7年1月27日開催

産業建設委員会資料

産業環境部 環境課

産業建設委員会所管事務調査

「太陽光発電施設とまちづくり」について

1 太陽光発電施設設置に伴う関係法令、ガイドライン等について

①太陽光発電施設設置に伴う関係法令

法令等名	手続型の類型	相談窓口
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	認定	資源エネルギー庁
電気事業法	届出	中部近畿産業保安監督部電力安全課
三重県環境影響評価条例	環境影響評価 手続	三重県環境生活部地球温暖化対策課
環境影響評価法	環境影響評価 手続	経済産業省電力安全課
自然公園法 (三重県自然公園条例)	許可又は届出	各地域の県農林水産事務所森林・林業室
自然環境保全法 (三重県自然環境保全条例)	許可又は届出	中部地方環境事務所又は各地域の県農林水産事務所森林・林業室ほか
森林法 (保安林、林地開発、伐採届)	指定の解除、 許可、届出	三重県農林水産部治山林道課、 市産業環境部農林振興課
三重県水源地域の保全に関する条例	届出	三重県農林水産部みどり共生推進課 又は各地域の県農林水産事務所森林・林業室
農地法	許可又は届出	県農林水産事務所農政担当課又は 市農業委員会
農業振興地域の整備に関する法律	許可	県農林水産事務所農政担当課又は 市農業委員会
文化財保護法	許可又は届出	市文化課
鳥獣保護管理法	許可	三重県農林水産部獣害対策課
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	許可又は届出	中部地方環境事務所野生生物課
景観法 (三重県景観づくり条例)	届出	三重県県土整備部都市政策課又は 市建設部都市整備課
都市計画法	許可	三重県県土整備部建築開発課ほか
都市緑地法	許可又は届出	三重県県土整備部都市政策課
河川法	許可	各地域の三重県建設事務所管理課又は 市建設部土木課

砂防法	許可	各地域の三重県建設事務所管理課
地すべり等防止法	許可	各地域の三重県建設事務所管理課
急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律	許可	各地域の三重県建設事務所管理課
三重県土砂採取規制条例	許可	各地域の三重県建設事務所管理課
道路法	許可	各地域の三重県建設事務所管理課又は市建設部建設管理課
三重県屋外広告物条例	許可	各地域の三重県建設事務所管理課
土壤汚染対策法	届出	三重県地域防災総合事務所環境室
国土利用計画法	届出	三重県地域連携交通部水資源・地域プロジェクト課
道路交通法	許可	所轄警察署
建築基準法	確認申請	市建設部建築住宅課 各地域の建設事務所建築開発室
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	届出	市建設部建築住宅課 各地域の建設事務所建築開発室
三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	事前協議	各地域の建設事務所建築開発室
消防法	許可・同意	市消防本部予防課
騒音規制法、振動規制法	届出	市産業環境部環境課
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	届出	各地域の県建設事務所又は市建設部建築開発課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	届出	各地域の三重県地域防災総合事務所環境室
三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	許可	大気・水環境課、各地域の三重県地域防災総合事務所環境室
農業用ため池の管理及び保全に関する法律	許可	各地域の三重県農林水産事務所水産室農村基盤室

②太陽光発電施設設置に係るガイドライン

ガイドライン名	相談窓口
太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	市建設部都市整備課
三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン	三重県
太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	三重県
太陽光発電の環境配慮ガイドライン	環境省

太陽光発電事業計画策定ガイドライン	資源エネルギー庁
説明会及び事前周知措置実施ガイドライン	資源エネルギー庁
太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン	環境省
太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン	環境省
廃棄等費用積立ガイドライン（資源エネルギー）	資源エネルギー庁
営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン	農林水産省

2 亀山市の太陽光発電施設の現状について

①太陽光発電施設の設置状況、傾向について

<森林伐採関係> 農林振興課

○ 森林に関する伐採を伴う太陽光発電施設の設置について

太陽光発電施設の設置に伴い、北伊勢地域森林計画の対象の森林を伐採する際には、事前に市に伐採（0.5ha以下）に関する届出の提出が必要となります。また、0.5haを越える伐採の場合は、県に林地開発許可が必要です。

※（）林地開発による届出件数、伐採面積

年度	届出件数	伐採面積(ha)
R1	1件	0.4731
R2	4件	0.71
R3	5件	1.015
R4	6件（1件）	5.21（4.1）
R5	4件	1.26
R6（12月末現在）	4件	0.52

<農地転用関係> 農林振興課

○ 農地転用を伴う太陽光発電施設の設置について

太陽光発電施設の設置に伴い、農地を転用する際には、事前に市及び農業委員会に、農地転用の許可申請が必要となります。

<野立太陽光>

年度	許可件数	転用面積(m ²)【農地のみ】
R1	64件	83,310
R2	26件	35,942
R3	17件	23,876
R4	36件	59,866

R 5	37 件	81,661
R 6 (12 月末現在)	36 件	48,619

進入路、管理用地含む

<営農型太陽光> ※現時点の市内実施状況一覧（4箇所）

許可年度	パネル下部の作物	農地面積(m ²)	転用面積(m ²) ※支柱部分のみ
H27	玉竜	2,077	1.08
H30	玉竜	1,965	3.42
R 3	芍薬	3,927	12.75
R 3	榊	4,374	1.68

<景観関係> 都市整備課

○パネル面積が1,000 m²を超える太陽光発電施設の設置について

パネル面積が1,000 m²を超える太陽光発電施設の設置については、届出をお願いしています。

年度	届出件数	敷地面積 (m ²)
R 1	0 件	0
R 2	1 件	3,379
R 3	14 件	112,131
R 4	8 件	43,476
R 5	3 件	22,223
R 6 (12 月末現在)	7 件	55,481

<環境保全条例関係> 建築住宅課

○土地の区画形質の変更を伴う太陽光発電施設の設置について

1,000 m²以上の土地の区画形質の変更を伴う太陽光発電施設の設置については、届出が必要となります。

年度	届出件数	敷地面積 (m ²)
R 1	1 件	3,384
R 2	0 件	0
R 3	1 件	77,858
R 4	0 件	0
R 5	1 件	12,037
R 6 (12 月末現在)	3 件	41,012

<県ガイドライン関係> 環境課

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の新規認定申請を行う出力 50 kW以上の太陽光発電施設を対象とし、事業者から市・県に対し事業概要書の提出が必要となります。

年度	概要書提出件数	事業地の面積 (㎡)
R1	8 件	38,443
R2	15 件	55,305
R3	9 件	110,261
R4	4 件	20,763
R5	0 件	—
R6 (12 月末現在)	3 件	29,626

②太陽光発電施設の設置に関する課題について

国が掲げる 2050 年の脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められており、その中でも太陽光発電の導入拡大が不可欠となっています。

しかし、一方で、太陽光発電施設の設置件数の増加とともに、地域住民と事業者との間で設置に関するトラブル事案も増加しています。

こうしたことから、国は、令和 6 年 4 月に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法を改正し、また、改正を受けて、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）策定や「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」（三重県）が改定され、県内の多くの自治体及び事業者が活用しています。

しかしながら、近年の設置状況は、低圧電源や非 FIT/FIP の太陽光発電施設が増加しており、ガイドライン適用外の施設のため法的拘束力が全くなく、地域住民からの相談やトラブルに対する対応に苦慮している現状です。

このことから、再生可能エネルギーの普及促進を図る一方で、三重県が関係部局と連携して条例を制定することにより、行政の関与による法的拘束力を持たせることで、地域住民と事業者とのトラブルを未然に防止されるよう令和 6 年 12 月 2 日付け三重県都市環境保全対策協議会から三重県知事に対し、要望書を提出しました。

3 亀山市の太陽光発電施設設置に関する取組について

①推進、規制に関する取組について

太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン

令和3年1月25日
亀山市都市整備課

1. 背景と目的

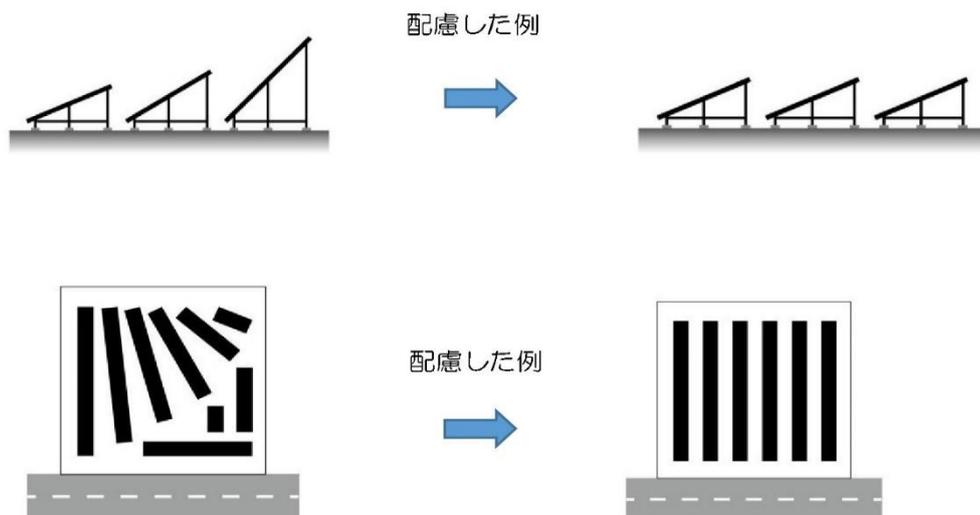
太陽光発電施設は、その面的な広がりから、相当距離が離れた場所からも視認され、場合によっては、広大な敷地がパネルで埋め尽くされたような印象を受けます。また、反射により周囲の景観から浮き立つなど、目立つことも懸念されます。このことから、太陽光発電施設の設置にあたっては、景観への影響をできる限り回避・低減するための工夫や対策を講じていただく必要があります。

このガイドラインは、太陽光発電施設の設置に関し、亀山市景観計画に定める景観形成基準への適合のために留意すべき基本的な事項を取りまとめたもので、設置者(事業者)が、このガイドラインに沿って設置計画を進めることで、地域の良好な景観の形成に寄与するために定めたものです。

2. 良好な景観形成のための配慮事項

(1) 配置・緑化等

① 太陽電池モジュールの向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とすること。



②自動車や歩行者等の交通量の多い道路から見える場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、直接見えないよう植栽等で目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにすること。



生育後

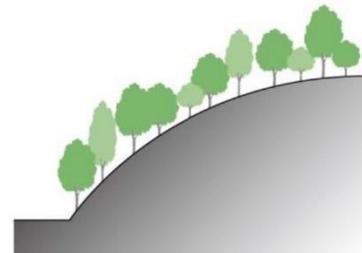


③主要な視点場から望見できる場所や山の斜面に設置する場合は、施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散して配置したり、植栽するなど、人工物(土台や支柱を含む)の存在感を軽減させる工夫をすること。

④尾根線上への設置は避けるとともに、丘陵地や高台に設置する場合は、太陽光発電施設が突出しないようにすること(土地の形状に違和感を与えないこと)。



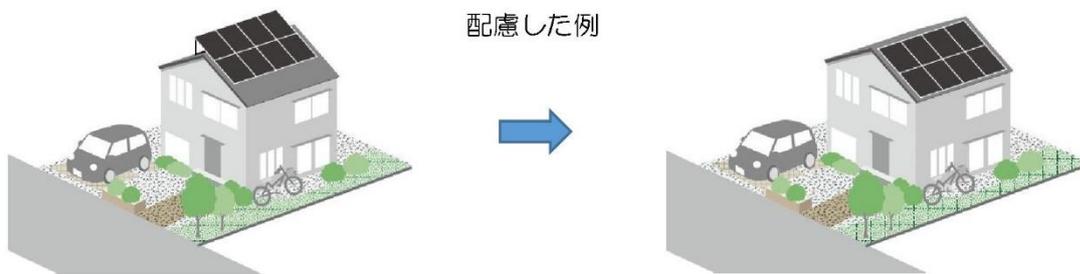
設置を避けた例



配慮した例



⑤勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しのないように設置し、当該建築物との一体性に配慮すること。



⑥陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景を図ること。



(2) 色彩、素材

①太陽電池モジュールの色彩は、周囲の景観との調和に配慮した、低明度かつ低彩度が目立たないものとし、原則として、黒、ダークグレー、濃紺又はダークブラウンの中から選択すること。

②太陽電池モジュールは、低反射(反射光を抑える処置がなされたもの)で、文字や絵、図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用すること。

③建築物の屋根や外壁に設置する場合は、建築物の屋根や外壁の色彩を太陽電池モジュールと調和するものとする。

④フレームや架台の色彩は、太陽電池モジュールと同様に、周囲の景観と調和した色彩とすること。

⑤パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合を除き、ダークブラウン等、周囲の景観と調和した色彩(建築物に設置する場合は、建築物と一体的に見える色彩)とすること。

3. 維持管理及び撤去・処分

太陽光発電施設(附属設備を含む)及び敷地内については、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観の悪化(草木等の除草の管理が不十分や施設老朽化及び災害時等の修繕が不十分など)を防ぐよう努めること。

また、太陽光発電施設(附属設備を含む)の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後は可能な限り速やかに行うよう努めること。

4. 提出書類

「亀山市景観計画に基づく行為届出の手引き」に記載する書類に加え、次の資料を提出してください。

(1) 太陽電池モジュールの総面積(計算式を含む)が分かる資料

※図面等に記載していただいても結構です。

($\text{〇〇m}^2/\text{枚} \times \text{〇〇枚} = \text{〇〇〇〇m}^2$ など)

(2) カタログ等(太陽電池モジュールの外観、寸法等の仕様が分かるもの)

(3) フレームや架台、附属設備の色彩(マンセル値)が分かる資料

※図面等に記載していただいても結構です。

(4) フォトモンタージュ

※主要な視点場や、景観への影響が想定できる地点(任意)から行為地方向を広角で撮影した写真を使用すること。

※景観への影響を検証する必要があると考えられる地点からの撮影がなされていない場合等は、追加で作成をお願いする場合があります。

(5) 設置に伴う景観への影響の程度に係る予測結果とその根拠をまとめた資料

(別紙「予測結果調書」に記載すること。)

※「景観への影響の種類」欄の各項目について、行為地周辺の景観特性を踏まえ、フォトモンタージュにより検証するなど、景観への影響の程度に係る予測を行い、適切な予測結果を選択(チェック)するとともに、判断の根拠についても記載すること。

※予測の結果、「景観に影響がある」と判断した場合は、景観への影響をできる限り回避・低減することを目的として検討した対策等の内容について記載すること。

ガイドラインを活用し、事業者の方は、できるだけ早い時期の事前協議に努めてください。また、景観上影響が及ぶ可能性がある周辺住民等への周知、理解に努めるようご協力ください。

三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインより

本ガイドラインでは、国のガイドラインの考え方をふまえ、関係法令、条例の規定による許可、届出が必要な区域を基本に、「設置するのに適当でない区域」、「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」を設定し、十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域とします。

なお、区域設定は本ガイドラインにおいて独自に定義するものであり、関係法令、条例の規定により定義されるものではありません。

① 設置するのに適当でない区域

関係法令、条例の規定により開発行為が厳しく制限（原則不許可など）されている区域や、防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可を要する区域

② 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

関係法令、条例の規定により防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可、届出を要する区域

「設置するのに適当でない区域」

「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」

関係法令	対象区域等	理由	区域設定
自然公園法 (自然公園条例)	特別保護地区	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、開発行為を制限している区域であるため。	設置するのに適当でない区域
	第1種特別地域		
	第2種特別地域		
	第3種特別地域		
	普通地域 ^{※1}	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため、一定規模以上の工作物の設置等を制限している区域のため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

自然環境保全法（自然環境保全条例）	自然環境保全地域の特別地区	自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全のため、工作物の設置等を制限している区域であるため。	設置するのに適当でない区域
	自然環境保全地域の普通地区 ^{※2}	自然環境保全地域のうち、特別地区に含まれない区域である普通地区については、地域実情に応じて自然環境への影響を考慮し、生物の多様性の確保を図る必要があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備等のために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等を厳しく規制しているため。	設置するのに適当でない区域
	地域森林計画対象民有林	災害の防止・水害の防止・水の確保・環境の保全のため、0.5ヘクタールを超える開発行為を行うときは許可が必要なため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
三重県水源地域の保全に関する条例	特定水源地域	水源地域のうち、水道事業の水源として水を供給していることから、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため、特に保全が必要な区域であるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
農地法 農業振興地域	農用地区域	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されて	設置するのに適当でない
	甲種農地		

の整備に関する法律	第1種農地	いるため。	い区域
	第2種農地	周辺地域との調和や農地確保の観点から、一定の配慮が求められる区域であるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
	第3種農地		
	市街化区域内の農地	計画的な市街地化が図られる区域であり、周辺地域との調和が必要な区域であるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区内の特別保護地区	鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため、特に必要があると認める区域であるため。	設置するのに適当でない区域
景観法（三重県景観づくり条例）※3	熊野川流域景観計画区域	世界遺産・熊野川を有する地域にふさわしい景観を形成していくために、世界遺産の登録資産（コアゾーン）及び緩衝地帯（バッファゾーン）と一体的な保全が求められる区域であるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
河川法	河川区域（河川予定地も含む）	河川における流水の正常な機能を維持させるとともに、洪水、津波、高潮等による災害を防止するために行為の制限を設けている区域であるため。	設置するのに適当でない区域
	河川保全区域	洪水、津波、高潮等による災害を防止するための施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域のため	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

三重県土採取規制条例	土の採取区域	土の採取に伴う災害を防止するため、土の採取を行う場合に認可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
海岸法	海岸保全区域	堤防の損傷等による治水上の支障を防止するため、工作物の設置については許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
港湾法	港湾隣接地域	港湾の適正な利用を確保するため、工作物の設置については許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
	臨港地区		
漁港漁場整備法	漁港区域	工作物の設置については許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
砂防法（砂防指定地等管理条例）	砂防指定地	土砂災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべりを防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、土地の形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

都市計画法	風致地区 【関係市町：四日市市、津市、多気町、伊勢市、鳥羽市】	自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、竹林等の伐採等が規制されている都市における風致を維持するために定める区域であるため。	設置するのに適当でない区域
生産緑地法	生産緑地地区 【関係市町：四日市市、桑名市】	良好な都市環境の形成に資するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることが必要な区域であるため。	設置するのに適当でない区域
文化財保護法 (文化財保護条例)	埋蔵文化財包蔵地	土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は、記録保存のための発掘調査を実施する必要がある、事業計画段階からの調整を要するため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
	史跡・名勝・天然記念物の指定地 (世界遺産の登録資産含む)	文化財の価値保全のために、指定地内の現状変更等が厳しく制限されているため。	設置するのに適当でない区域
世界遺産条約 (関係市町) 景観保護条例	世界遺産 【関係市町：大紀町、紀北町、尾鷲市、御浜町、熊野市】	世界遺産特有のものとして資産の周囲に設けられている緩衝地帯(バッファゾーン)として指定された区域であり、登録資産(コアゾーン)との景観調和の観点から、一定の配慮が求められる区域であるため。	設置するのに適当でない区域

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	埋立て等区域	土砂等の埋立て等に対して災害の未然防止及び生活環境の保全を図るため、土砂等の埋立て等を行う場合、許可が必要な場合があるため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域
特定都市河川浸水被害対策法	特定都市河川流域 【一級河川雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域】	開発等に伴う雨水の流出を抑制し、浸水被害を軽減させるため、土地からの流出雨水量を増加させるおそれがある行為=「雨水浸透阻害行為」について、一定の制限を設けている区域のため。	設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

※1：同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000m²を超えて、かつ、三重県景観計画の景観形成基準にある「主要な視点場」から眺望できる区域に限る。

※2：水平投影面積が200m²を超える施設を設置する場合に限る。

※3：景観法における「景観行政団体」に該当する10市（津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、伊賀市）については、本ガイドラインによる区域設定は行わない。

③ 上記区域外

すべての区域において、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を行ってください。

① ②の限定された区域以外であっても、土地の選定にあたっては、別表「太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧」を参考に、十分な検討や調整を行う必要があります。

さらに、太陽光発電施設の設置に関し、関係法令、条例の規制がない区域（例 土砂災害防止法の土砂災害警戒区域、都市計画法の住居専用地域や商業地域など）についても、防災、環境保全、景観保全の観点から、地域住民の理解が得られず、事業が進まないケースや、想定していなかったコストの発生など、様々な事業リスクが生じる可能性があります。

②各所管部署の関係法令について

部署名	関係法令等
農林振興課	森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン
都市整備課	都市計画法、景観法、亀山市景観条例、景観形成ガイドライン
文化課	文化財保護法
建築住宅課	都市計画法（開発関係）、建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、亀山市環境保全条例
建設管理課	道路法
予防課	亀山市火災予防条例
環境課	太陽光発電事業計画策定ガイドライン（国） 三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン（三重県） 説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁）

③各所管部署の課題について

課題1 排水機能等について

太陽光発電施設の設置によって雨水の地中への浸透が妨げられることにより、開発前の土地に比べ、雨水の流出量や流下速度が増大し、地表の侵食、洗掘等による土砂流出、斜面の崩壊を助長するおそれがあります。また、平坦地においては、敷地内から雨水等が適切に排水されず、滞留してしまう状況も確認されています。太陽光パネルと設置することで排水が増えて農業用水路に流入することがあり、水路等の破損や越水被害の問題が生じています。

課題2 法面保護について

太陽光発電施設が傾斜地に設置される場合は、土砂の流出や崩壊等の災害のリスクが想定されます。

そのため、表面緑化や構造物工による法面保護、擁壁の設置等による斜面崩壊防止策によって、法面の安定性を確保するための措置が講じられるよう担保する必要があります。

課題3 太陽光発電施設設置後の管理について

太陽光発電施設が設置された後、適切な維持管理がなされないことにより、雑草の繁茂等、周辺環境の悪化につながるおそれがあります。

そのため、開発段階における維持管理計画の策定及び実施体制の構築が適切に行われるとともに、供用開始後は、これら計画及び体制に基づき太陽光発電設備等が適切に維持管理されることを担保する必要があります。更には、太

陽光発電事業の廃止後については、可能な限り速やかに太陽光パネル等の撤去及び処分が行われる必要があります。

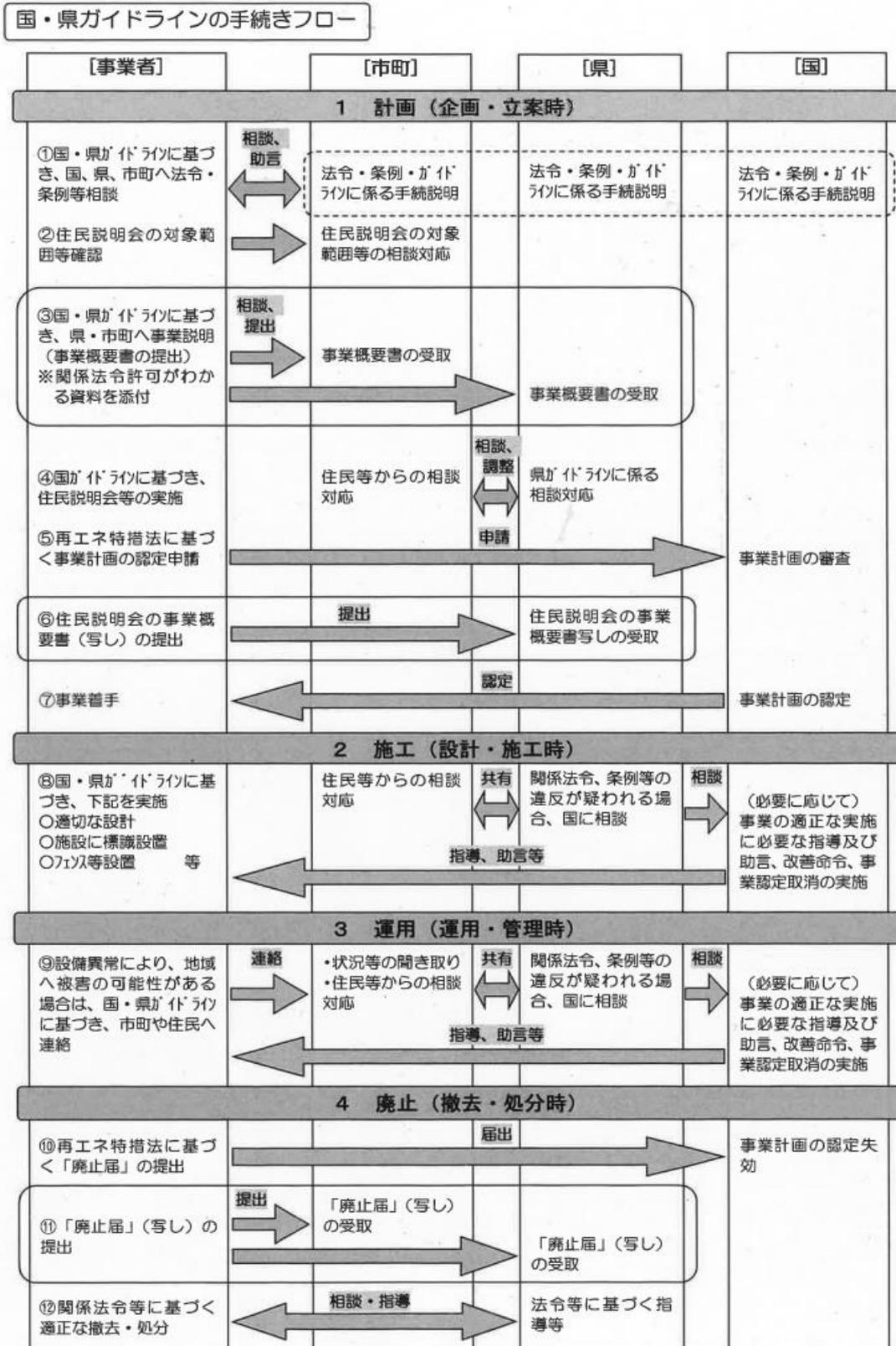
課題 4 地域住民への説明について

三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインによると、事業者は、地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、事業概要書等を用いて説明するよう求めるとともに、太陽光発電施設の設置の関心度も高いことから、地域住民への事業説明を行うよう太陽光業者に依頼しています。

課題 5 法令に基づく手続きの徹底

文化財保護法第 93 条の規定に基づく、「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘の届出書」の提出について、太陽光発電施設の設置に当たり、造成工事（切土・盛土）が行われる場合、提出書類に明記が必要となりますが、届出書類に明記がなく工事を行っている場合があります。

④市民、業者との連携・情報共有について



4 三重県内他市における推進、規制の現況について

① 他市における推進の現況

再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、太陽光発電設備及び蓄電池の設置に対して補助金を交付しています。

自治体名	概要
桑名市	桑名市太陽光発電設備等設置費補助金 対象者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備 住宅用太陽光発電設備＋住宅用蓄電池
いなべ市	いなべ市太陽光発電設備等設置費（個人・事業者向け）補助金 対象者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備 住宅用太陽光発電設備＋蓄電池 対象者：事業者 対象設備：事務所又は事業所用太陽光発電設備 事務所又は事業所用太陽光発電設備＋蓄電池
四日市市	四日市市太陽光発電設備等設置費補助金 対象者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備 住宅用太陽光発電設備＋蓄電池 四日市市スマートシティ構築促進補助金 対象者：個人 対象設備：太陽光発電設備、燃料電池設備、家庭用定置型蓄電池、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、地中熱ヒートポンプ、電気自動車等充給電設備、電気自動車等充電設備、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）
鈴鹿市	鈴鹿市太陽光発電設備等設置費補助金 対象者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備 住宅用太陽光発電設備＋蓄電池
伊賀市	伊賀市太陽光発電設備等設置（個人向け）補助金 対象者：個人 対象設備：住宅用太陽光発電設備 住宅用太陽光発電設備＋蓄電池

名張市	<p>名張市太陽光発電設備等設置（個人向け）補助金</p> <p>対象者：個人</p> <p>対象設備：住宅用太陽光発電設備 住宅用太陽光発電設備＋蓄電池</p>
津市	<p>津市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金</p> <p>対象者：個人</p> <p>対象設備：住宅用太陽光発電設備 住宅用太陽光発電設備＋蓄電池</p> <p>津市新エネルギー利用設備設置費補助制度</p> <p>対象者：市内で、個人住宅、共同住宅、事業所または自治会集会所に対象設備を設置する人</p> <p>対象設備：太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、小型風力発電システム 太陽光発電システム＋定置型蓄電池 太陽光発電システム＋電気自動車等充電設備（V2H）</p>
松阪市	<p>松阪市太陽光発電設備等設置等設置費補助金</p> <p>対象者：個人</p> <p>対象設備：住宅用太陽光発電設備 住宅用太陽光発電設備＋蓄電池</p>
伊勢市	<p>伊勢市自家消費型家庭用太陽光発電設備等設置費補助金</p> <p>対象者：個人</p> <p>対象設備：住宅用太陽光発電設備 住宅用太陽光発電設備＋蓄電池</p>
鳥羽市	<p>鳥羽市太陽光発電設備等設置費補助金</p> <p>対象者：個人</p> <p>対象設備：住宅用太陽光発電設備 住宅用太陽光発電設備＋蓄電池</p>
志摩市	<p>志摩市太陽光発電設備等設置費補助金</p> <p>対象者：個人</p> <p>対象設備：住宅用太陽光発電設備 住宅用太陽光発電設備＋蓄電池</p> <p>対象者：事業者</p> <p>対象設備：事業所用太陽光発電設備 事業所用太陽光発電設備＋蓄電池</p>
尾鷲市	<p>尾鷲市太陽光発電設備等設置費補助金</p> <p>対象者：個人</p>

	対象設備：住宅用太陽光発電設備 住宅用太陽光発電設備＋蓄電池
熊野市	—

② 他市における規制の現況

太陽光発電施設の設置に伴い、防災、環境、景観上の懸念が生じ、様々な問題等が顕在化していることから、安全、安心な暮らしと自然環境と調和がとれた太陽光発電設備の適正な導入を図ることを目的としています。

自治体名	名称	制定日又は施行日
三重県	三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン 太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成 29 年 6 月 30 日 平成 29 年 1 月 6 日
亀山市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	令和 3 年 1 月 25 日
四日市市	四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン	平成 30 年 4 月 1 日
鈴鹿市	鈴鹿市太陽光発電施設設置に関する景観形成ガイドライン	令和 6 年 4 月 1 日
伊賀市	伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱	平成 28 年 3 月 15 日
名張市	名張市太陽光発電設備の設置に係る手続等に関する条例	令和 2 年 3 月 30 日
津市	津市景観計画で届出対象	平成 28 年 4 月 1 日
松阪市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成 30 年 4 月 1 日
伊勢市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成 29 年 11 月 22 日
鳥羽市	鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例	平成 30 年 3 月 27 日
志摩市	志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例 志摩市太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン 志摩市小規模な太陽光発電設備設置事業に関するガイドライン	平成 29 年 6 月 26 日 平成 31 年 4 月 1 日 平成 29 年 12 月 1 日
尾鷲市	尾鷲市小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	令和 6 年 6 月 10 日
熊野市	熊野市小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	平成 31 年 1 月 15 日